

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（臨時会）会議録（平成28年7月15日）

議 事 日 程

平成28年7月15日午後2時開議

第 1 議長の選挙

（以下 追加議事日程）

第 2 議席の指定

第 3 会期の決定

第 4 副議長の選挙

第 5 報告第 2 号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第 6 報告第 3 号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第 7 報告第 4 号 職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第 8 報告第 5 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第 9 報告第 6 号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第10 報告第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第11 報告第 8 号 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第12 報告第 9 号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第13 報告第10号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第14 報告第11号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第15 報告第12号 職員の給与に関する条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第16 報告第13号 労使関係に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第17 報告第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

第18 議案第 8 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

第19 議案第 9 号 監査委員の選任について

第20 議案第10号 懲戒審査委員会委員の選任について

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監28の第 3 号 例月出納検査結果報告の提出について

報 告 第 15 号 損害賠償額の決定に関する専決処分報告について

出席議員 20 人

|    |             |     |           |
|----|-------------|-----|-----------|
| 1番 | 藤 岡 寛 和 君   | 11番 | 永 井 広 幸 君 |
| 2番 | 飯 田 哲 史 君   | 12番 | 島 田 ま り 君 |
| 3番 | 藤 田 あ き ら 君 | 13番 | 明 石 直 樹 君 |
| 4番 | 竹 下 隆 君     | 14番 | 井 上 浩 君   |
| 5番 | 辻 淳 子 君     | 15番 | 尾 上 康 雄 君 |
| 6番 | 広 田 和 美 君   | 16番 | 露 原 行 隆 君 |
| 7番 | 山 本 長 助 君   | 17番 | 永 田 善 久 君 |
| 8番 | 西 川 ひ ろ じ 君 | 18番 | 田 中 裕 子 君 |

9番 高野伸生君  
10番 多賀谷俊史君

19番 池内秀仁君  
20番 三重松清子君

議場に出席した執行機関及び説明員

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 管 理 者             | 吉 村 洋 文   |
| 副 管 理 者           | 田 中 誠 太   |
| 事 務 局 長           | 蓑 田 哲 生   |
| 総 務 部 長           | 永 谷 義 一   |
| 施 設 部 長           | 松 田 雅 幸   |
| 総 務 部 総 務 課 長     | 吉 田 一     |
| 総 務 部 経 理 課 長     | 金 箱 幸 泰   |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長 | 大 久 保 俊 彦 |
| 施 設 部 建 設 企 画 課 長 | 櫛 田 輝 生   |
| 西 淀 工 場 長         | 前 田 和 男   |
| 平 野 工 場 長         | 難 波 利 幸   |
| 東 淀 工 場 長         | 竹 田 享 司   |
| 鶴 見 工 場 長         | 金 子 正 利   |
| 八 尾 工 場 長         | 石 田 憲 治   |
| 舞 洲 工 場 長         | 村 上 真 也   |

総務部総務課長（吉田一君） 議員各位に申し上げます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、大阪市の多賀谷俊史議員が年長議員でございますので、御紹介申し上げます。

臨時議長（多賀谷俊史君） ただいま、御紹介いただきました多賀谷俊史でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行います。

何とぞ、よろしく願い申し上げます。（拍手）

開 会

平成28年7月15日午後2時1分開会

臨時議長（多賀谷俊史君） ただいまの出席議員は20名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会平成28年第1回臨時会を開会いたします。

開 議

臨時議長（多賀谷俊史君） 本日の会議を開きます。

この際、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

臨時議長（多賀谷俊史君） これより議事に入ります。

臨時議長（多賀谷俊史君） 日程第1、議長の選挙を行います。

臨時議長（多賀谷俊史君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選で行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（多賀谷俊史君） 御異議なしと認めます。よって、選挙方法については、指名推選で行うことと決定しました。

臨時議長（多賀谷俊史君） お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（多賀谷俊史君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法については、臨時議長において指名することに決定しました。

臨時議長（多賀谷俊史君） それでは、指名いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長に

島田まり君を指名いたします。

臨時議長（多賀谷俊史君） お諮りいたします。ただいま、臨時議長において指名いたしました島田まり君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（多賀谷俊史君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました島田まり君が大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長に当選されました。（拍手）

臨時議長（多賀谷俊史君） それでは、当選されました島田まり君から、御挨拶をお願いいたします。

（12番島田まり君発言席へ）

12番（島田まり君） ただいま、皆様の御推挙をいただき、本組合の第3代議長に、就任いたすこととなり、身が引き締まる思いでございます。

さて、昨年4月から事業を開始した本組合も、はや1年が経過し、3市の連携のもと、順調に運営がなされているところでございます。

本組合が担う廃棄物処理は、平常時については言うに及ばず、災害時においてもしっかりとその機能を果たすことが求められる行政サービスでございます。

3市の市民生活環境を守り、安全かつ安定した処理ができる体制を確立するため、浅学非才の身ではございますが、議会運営にしっかりと取り組んでまいり所存でございます。

どうか今後とも一層の御支援を賜りますとともに、円滑な議会運営に御協力くださいますよう切にお願い申し上げます。簡単ではございますが、議長就任の御挨拶といたします。

よろしくをお願いいたします。

臨時議長（多賀谷俊史君） これで、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。

臨時議長（多賀谷俊史君） 不慣れな進行でございましたが、皆様方の御協力をいただきまして、無事大役を果たすことができました。

まことにありがとうございました。

臨時議長（多賀谷俊史君） それでは、島田議長、議長席にお着きください。

（12番島田まり君、議長席に着く）

議長（島田まり君） この際申し上げます。議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

議長（島田まり君） この際申し上げます。本日の会議録署名議員に、山本長助君、西川ひろじ君の御両君を指名いたします。

議長（島田まり君） 日程第2、議席の指定を行います。

各議員の議席は、各議席に標示のとおりこれを定めます。

議長（島田まり君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

議長（島田まり君） お諮りします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（島田まり君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（島田まり君） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

議長（島田まり君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選で行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（島田まり君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法については、指名推選で行うことと決定しました。

議長（島田まり君） お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（島田まり君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

議長（島田まり君） それでは、指名いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長に露原行隆君を指名いたします。

議長（島田まり君） お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました露原行隆君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（島田まり君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました露原行隆君が大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長に当選されました。（拍手）

議長（島田まり君） それでは、当選された露原行隆君から、御挨拶をお願いいたします。

（16番露原行隆君発言席へ）

16番（露原行隆君） ただいま皆様方の御支持によりまして大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長の要職を担うことになりましたことは、まことに光栄に存じております。

微力な私ではありますが、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら議長の補佐役といたしまして、精いっぱい努力をいたしまして、その責務を果たす所存でございます。どうか皆様方におかれましては、今後とも特段の御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

議長（島田まり君） 次に、日程第5、報告第2号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例急決専決処分報告についてないし日程第17、報告第14号、職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例急決専決処分報告についてを一括して議題といたします。

議長（島田まり君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） 本組合臨時会に提出しました報告第2号から報告第14号までの13件の急決専決処分報告につきましては、いずれも議会を招集する時間的余裕がない中、急施を要したため、地方自治法の規定に基づき専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認をお願いするものです。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（島田まり君） これより採決に入ります。

報告第2号ないし報告第14号について、一括して採決いたします。

議長（島田まり君） お諮りいたします。報告第2号ないし報告第14号の13件について、いずれも承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（島田まり君） 御異議なしと認めます。よって、報告第2号ないし第14号は、いずれも承認されました。

議長（島田まり君） 次に、日程第18、議案第8号、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議長（島田まり君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） 議案第8号について、その概要を説明いたします。

議案第8号は、単純な労務に雇用される職員の地域手当の上限額に関する定めを廃止するため、条例の一部を改正するものです。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（島田まり君） これより採決に入ります。

議長（島田まり君） お諮りいたします。議案第8号について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（島田まり君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案どおり可決されました。

議長（島田まり君） 次に、日程第19、議案第9号、監査委員の選任についてを議題といたします。

議長（島田まり君） この際、申し上げます。本件に関しては、地方自治法第117条の規定により、該当の方は除斥されますので御退席を願います。

議長（島田まり君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） ただいま御上程に相なりました監査委員の選任について御説明いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の監査委員として、組合議会の広田和美議員を選任いたしたいと思っております。

同議員につきましては、3期にわたり、大阪市の議員を務められており、その人格・識見ともに本組合の監査委員としてまことに適任と思っております。何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますよう

お願い申し上げます。

議長（島田まり君） これより採決に入ります。

議長（島田まり君） お諮りいたします。議案第9号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（島田まり君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、これに同意することに決しました。

議長（島田まり君） 次に、日程第20、議案第10号、懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議長（島田まり君） 理事者の説明を求めます。

菘田事務局長。

（事務局長菘田哲生君答弁席へ）

事務局長（菘田哲生君） ただいま、御上程に相なりました懲戒審査委員会委員の選任について御説明いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の懲戒審査委員会委員として、職員から永谷義一を選任いたしたいと思います。

永谷につきましては、長年、大阪市行政に携わり、現在は、本組合の総務部長として奉職しておりますことから、本組合の懲戒審査委員会委員として適任と存じます。

何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（島田まり君） これより採決に入ります。

議長（島田まり君） お諮りいたします。議案第10号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（島田まり君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は、これに同意することに決しました。

閉 議

議長（島田まり君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

議長（島田まり君） 本臨時会はこれをもって閉会いたします。

午後2時15分閉会

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長

島田 まり ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会臨時議長

多賀谷 俊史 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

山本 長助 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

西川 ひろじ ⑩